

京都市告示第 257号

無鄰菴の指定管理者である植彌加藤造園株式会社から、京都市無鄰菴等条例第4条ただし書の規定に基づき、無鄰菴の臨時開館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年8月2日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開館する日

令和4年1月1日（土）～令和4年1月3日（月）

2 開館の理由

正月三が日という機会をとらえ、多くの方々に施設を見学していただくため。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）